

児童養護施設ネバーランド 令和元年度事業報告

(1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的として養育にあたった。

(2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知ること、意見を言うこと、選ぶこと、暴力から守られることを基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領に基づき養護にあたった。

(3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめる。また、以下の視点で援助体制の確立を図った。

- ①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実
- ③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催 ④ケア内容の確認と質的向上に向けた第三者評価の受診 ⑤運営委員会を中心とした家庭的養護推進計画に基づく具体的な小規模ケアの推進と里親支援 ⑥リービングケアの充実に向けた分園型小規模グループケアの実施 ⑦退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑧職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加 ⑨基幹的職員の養成及び各種専門職員の確保 ⑩メンタルヘルス及び就労意欲の維持を含めたスーパービジョンの実施 ⑪包括的な家庭支援の実施に向けた家族との協働 ⑫児童相談所、学校、医療機関等関係機関との連携強化 ⑬地域の子育て支援に向けた短期入所事業の実施と要対協への参加 ⑭施設運営の透明性確保に向けた広報誌の発行

(4) 管理運営の具体策

項 目	概 要
1 日常ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域小規模GCと分園型小規模GC、施設内小規模GC 2つの4か所でのGC とユニットケア2か所を実施し、「自立支援計画」をもとに個別的ケアを進めて 豊かな人間性・社会性を育むとともに、子ども達の自立に向けての支援体制の 充実を図った。 ・ 対応の違いからくる混乱をなくすためにCSPをもとにケアの統一化を図り、 またセカンドステップを日常に展開することで良好な人間関係作りに繋げて いった。 ・ 年齢別の食育計画に基づき、行事食・バイキング給食や畑などの食育活動の継続 のほか、本体ユニットにおいては朝食をユニットで調理することで「食」への興味関心・理解を高めることができた。更に、朝食・夕食を各ユニットで食べることで、年齢に応じた食事マナーの習得や職員及び児童相互の信頼関係の構築に努めることができた。中高生においては、毎週末のユニット調理や月一回の管理栄養士による調理実習を通し、「食」の自立に向けて基盤ができた。（調理スキル・栄養の知識の習慣など）

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園通園を通し、社会性を身に付けるとともに、施設内においても子どもたち主体の遊びを異年齢で行う等、心身の発達促進や豊かな人間性を育むことができた。 ・学校との情報交換会や個々の児童に関して教育機関との連携を密にする他、社会資源の活用により学力の向上と社会性の獲得を目指す等、自立に向けた支援体制の充実を図った。 ・意見表明の場としての「子ども会議」では、自分の意見を言うことや人の意見を聞くことを学び、年齢が上がるにつれて主体的に開催することができるようになってきた。自分たちの住みよいユニットづくりを意識的に行なえるようになり、中高生においてはそれぞれの価値観などについて意見を言えるようになった。 ・事務所前の意見箱の設置に加え投稿用紙の改訂をして、意見の出しやすい環境設定に取り組んだ。また、苦情解決委員会及び第三者委員の設置とその旨、掲示板に掲示することで、苦情解決に適切な運営に努めた。 ・家族との関係改善の為、児童相談所や関係機関と連携し、面会・外出・外泊などの家庭調整に努めた。場合によっては、送迎や家庭訪問をして家庭環境のモニタリングを実施した。 ・対応困難なケース等については、児童相談所・医療機関とのカンファレンスを実施するとともに児童によってよりよいケアの提供ができるよう連携を強化した。 ・里親担当職員を中心に里親との連携を図り、長期休みのふれあい里親の利用やレスパイト受け入れを実施した。 ・心理療法計画に基づき、被虐待児等の心理的ケアの必要な入所児に関しては心理療法担当職員によるプレイセラピーやカウンセリング、生活場面面接を行った。特に心理的ケアを要する入所児に関しては、児童相談所担当心理士によるプレイセラピー受診の為、心理職員引率のもと定期的に通所した。 ・妖精ユニットにおいてセカンドステップを継続して展開した他、日常的なトラブルの介入時にセカンドステップを実践することで、児童個々のコミュニケーションスキルの向上や児童間暴力の防止に向けた支援を行った。 ・必要に応じた性教育の実施や日常の中での「生」教育や生い立ちの整理を通し
2 地域との連携・支援・交流	<ul style="list-style-type: none"> て、「性」と「生」の大切さを学び自己肯定観を育んだ。 ・希望者には公文や学習塾への通塾をして、また園内では個々の習熟度別指導やIpad学習などに取り組んだことで、学力向上を図るとともに受験生については望んだ進路に進むことができた。 ・特別指導員によるコーラス指導及びピアノ指導（希望者）の他、ユニット外出やサーカス観劇、音楽鑑賞、スポーツ観戦などの文化的で多様な経験を通し豊かな情操を育むことができた。

<p>3 地域小規模 児童養護施設</p> <p>4 分園型小規模 グループ ケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リービングケアとして、高校生へのアルバイトの推奨や中高生合宿でのライフストーリーワークの実施、「とちぎユースアフターケア事業協同組合」主催の自立支援プログラムへの参加を行い、将来に向けての具体的なビジョンが持てるようになってきた。 ・就学前児童には年2回の健康診断を行うほか、予防接種を受けるなどして児童の健康維持に努めた。また、専門的治療が必要な児童に関しては、定期的通院と投薬治療など医療機関と連携した支援を行った。 ・施設行事については、年間計画を作成し担当者を定めて内容の充実を図った。また、ボランティアとの合同行事や地域の行事にも参加して、多様な活動を提供し豊かな感性を育んだ。 ・「とちぎユースアフターケア事業協同組合」への加盟による卒園児への援助や担当職員を中心とした相談など退所後の継続的なアフターケアの充実を図り、場合によっては施設への一時宿泊などを行った。 ・幼稚園、小中高校など担当ケアワーカーを中心に、家庭訪問・幼稚園学校行事への参加の他、担当職員を中心に密な情報交換を日常的に行うことで、情報の共有化と方針の統一化に努めた。 ・小学校については、年1回の全体会議（学校長、担当教諭、施設長、担当ワーカー）や合同研修会を開催し方針の統一化を図るとともに、毎月情報交換会を行うことで、児童の環境の変化等にも細かく対応して行うことができた。 ・鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議へ出席することで、地域の福祉ニーズを把握するとともに、関係児童の情報共有に努めた。 ・スポーツ少年団への参加（希望者）を通し、地域の児童との交流を図るとともに、送迎・引率をすることで地域の保護者との交流を持った。 ・「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「宇都宮市子育て短期入所事業」「下野市子育て短期入所事業」を受け入れ、地域子育て支援事業の充実を図った。
<p>5 施設管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・“海賊の会”（後援会）による入所児童及び退所児童への支援体制の確保として、定期的な交流の場を設けていただいた。 ・ホームページの継続や広報誌を発行することで、事業運営の透明性の確保とサービス利用者に必要な情報提供を行うとともに、見学・視察の受け入れや講演会等への出席により社会的養護の啓蒙を行った。 ・「いちごハートネット事業」への参加を通し、電話相談や保護司面接会場の提供をすることで、地域の子育てを支援し開かれた施設づくりに努めた。 ・施設内において各ボランティア団体との合同行事や個人ボランティアとの交流を図ることで、多様な人間観を培いながら支援者の方への感謝の気持ちを育んだ。また、地域の行事への参加することで社
<p>6 職員管理</p>	

会性を身に付けることができた。

- ・職員固定配置のもと、食材、日用品の買い出し、調理の手伝い等や地域住民との関係を通して家庭的養育に努めた。
 - ・合同行事の開催、年末年始の本体との合流など地域小規模児童養護施設入所児童と本体施設入所児童との交流を図った。
 - ・リーダー会議へのリーダーの出席、本体職員会議への職員の参加を定期的に行い、情報を共有するとともにスーパーバイズを受けた。
 - ・栃養協が行う研修への参加や施設内で行う内部研修等への積極的な参加をし入所児の処遇向上に努めた。
 - ・自立を見通し生活スキルの獲得と向上のための養育に努め、アルバイトにより社会性の獲得と向上を積極的に推進した。
 - ・リーダー会議へのリーダーの出席、本体職員会議への職員の参加を定期的に行い、情報を共有するとともにスーパーバイズを受けた。
 - ・本体からの宿直フォローによる職員体制のバックアップをはかるとともに、孤立化の予防に努めた。
 - ・合同行事において、幼児や年少時の引率、調理補助を行うなど、年長児としての立ち振る舞いが、他の中学生や高年齢児のお手本になった。
 - ・栃養協が行う研修への参加や施設内部で行う研修等への積極的な参加をし入所児の処遇向上に努めた。
-
- ・寄付や節約による費用の削減を心掛け、事務費等について効率的な経営に務めた。特にセカンドハーベストやその他多くの個人、団体の方々からの支援を受けた。
 - ・施設内の衛生管理について、安全衛生推進者を設置し、衛生管理に努め、修繕係を中心に施設内を点検し、故障や破損個所については、施設内で対応できるものは職員が早急に対応し、その他のものに関しては、各担当業者に早急に対応してもらった。
 - ・保守管理については、各委託業者との厳正な契約により、施設管理に万全を期した。
 - ・第三者評価を受診し評価結果を全社協HPに掲載するとともに、それをもとに施設運営の課題を確認できた。
-
- ・必要な福祉人材の確保に向け具体的な職員体制計画を確立し、実習生、ボランティア、施設見学等を積極的に受け入れた。
 - ・PDCAサイクルに基づく、リーダー会議、職員会議、くがなな会議、給食委員会等の活性化を図り、職員間の共通理解を促し、施設長からのスーパーバイズを受け、チームアプローチ体制の強化に努めた。
 - ・ホームページや広報誌及び地域での講演会や施設見学・視察などの機会を通し、社会的養護に関する理解と興味を促した。
 - ・ケース会議を担当職員、ユニットリーダー、心理職員参加のもと、児童一人につき年2回実施し、自立支援計画に基づく課題の評価、見直し等を行い、職員間の認識の統一を図った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の他、引き継ぎ時などに日常的に施設長によりスーパーバイズを受けた。 ・第三者評価を受診することで、個々のケア内容を客観的に確認するとともに、支援内容に質的向上に努めた。 ・全養協「人権擁護のためのチェックリスト」を定期的実施し、人権侵害防止に向けて権利意識の高揚に努めた。 ・年間研修計画に基づいた外部研修への積極的な参加の他、年4回の内部研修では、施設内での課題をテーマに実施し、ケアスキル及び資質の向上に努めた。 ・栃養協各部会への出席により他施設との横のつながりを持つとともに、部会主催の研修会に参加することで各職種における専門性の向上に努めた。 ・ケアの個別化と専門性の向上を目的とし、各種専門職員養成のため部会研修会等への参加を推奨した。 ・定期健康診断・予防接種等の実施、看護師部会研修の参加等により、疾病の予防と早期発見に努めた。 ・事務分掌、職務分担による各自の役割の明確化と業務への責任感を培うとともに、チームによるケアワークの活性化を図った
7 災害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・宿直職員による夜間の見回り等、防犯カメラの活用等、日常業務において安全衛生の点検と定期的に危険個所の点検を行い、職員会議にて報告、周知徹底を図った。 ・防災規定及び防災マニュアルに基づき、地震、火事、風水害等の災害を想定した月1回の避難訓練を実施し、年1回の消防署による立ち入り検査を受けた。 ・風水害の多発を受け、消防計画の見直しを行い、風水害時の対応について新たにマニュアルなどを整備した。 ・台風19号の際、地域小規模GCでは、マニュアルに基づき本体施設に避難して被災状況の把握と子ども達の安全確保に努めた。